東京高等裁判所家庭裁判所調査官　中澤　智
長野家庭裁判所事務局長を命ずる　京都家庭裁判所事務局長　田中　俊和
大阪高等裁判所民事首席書記官を命ずる　和歌山地方裁判所事務局長　藤田　康夫
京都家庭裁判所事務局長を命ずる　大阪高等裁判所事務局総務課長　安村　義弘
和歌山地方裁判所事務局長を命ずる　大阪高等裁判所刑事首席書記官　藤田　敏之
神戸地方裁判所事務局長を命ずる　神戸地方裁判所刑事首席書記官　仙波　陽子
大阪高等裁判所刑事首席書記官を命ずる　名古屋地方裁判所刑事首席書記官　永井　克典
名古屋高等裁判所刑事首席書記官を命ずる　富山地方裁判所事務局長　田中　良二
名古屋地方裁判所民事首席書記官を命ずる　富山家庭裁判所事務局長　長谷川壽勝
富山地方裁判所事務局長を命ずる　岐阜家庭裁判所首席書記官　横井　剛
富山家庭裁判所事務局長を命ずる　津家庭裁判所事務局長兼津地方裁判所事務局長　平松　直嘉
津地方裁判所事務局長の併任を解除する　名古屋高等裁判所事務局総務課長　廣瀬　史朗
岐阜家庭裁判所事務局長を命ずる　名古屋高等裁判所民事次席書記官　荻野　紀生
福井地方裁判所事務局長を命ずる　広島高等裁判所民事次席書記官　森本　清美
山口家庭裁判所事務局長を命ずる　松江地方裁判所事務局長兼松江家庭裁判所事務局長　山頭　博幸
松江家庭裁判所事務局長の併任を解除する　広島高等裁判所事務局会計課長　飯冨　雄康
松江家庭裁判所事務局長を命ずる　佐賀地方裁判所事務局長兼佐賀家庭裁判所事務局長　根占　聡哉
佐賀家庭裁判所事務局長の併任を解除する　宮崎地方裁判所刑事首席書記官　山内　信男
佐賀家庭裁判所事務局長を命ずる　福島地方裁判所刑事首席書記官　川井　潤
福島家庭裁判所事務局長を命ずる　仙台高等裁判所事務局会計課長　中野　徹哉
秋田地方裁判所事務局長を命ずる　山形家庭裁判所事務局長　腰塚　秀一
仙台地方裁判所刑事首席書記官を命ずる　盛岡地方裁判所事務局次長　長沼　忠雄
山形家庭裁判所事務局長を命ずる　旭川地方裁判所事務局長兼旭川家庭裁判所事務局長　菅原　誠
旭川家庭裁判所事務局長の併任を解除する　札幌高等裁判所事務局総務課長　阿子島　恵
旭川家庭裁判所事務局長を命ずる　松山家庭裁判所事務局長　松枝　良和
横浜家庭裁判所首席家庭裁判所調査官を命ずる　徳島地方裁判所刑事首席書記官　植田　恭弘
松山家庭裁判所事務局長を命ずる　和歌山家庭裁判所事務局長　大橋　茂
奈良家庭裁判所首席家庭裁判所調査官を命ずる　千葉家庭裁判所次席家庭裁判所調査官　松井　靖文
和歌山家庭裁判所事務局長を命ずる　鳥取家庭裁判所事務局長　紀太　哲夫
岡山家庭裁判所首席家庭裁判所調査官を命ずる　山口家庭裁判所次席家庭裁判所調査官　山下　一夫
鳥取家庭裁判所事務局長を命ずる　福井家庭裁判所事務局長　森　洋三
和歌山家庭裁判所首席家庭裁判所調査官を命ずる　岐阜家庭裁判所次席家庭裁判所調査官　秋元　卓雄
福井家庭裁判所事務局長を命ずる　最高裁判所判事秘書官　阪本　拓人
最高裁判所判事山﨑敏充付秘書官を命ずる（以上四月1日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第１項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

平成二十六年六月二十三日　金融庁長官　畑中龍太郎

認可日　平成二十六年六月九日

貸金業の業務運営に関する自主規制基本規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）第32条に定める事項を始めとする協会員が貸金業の業務運営に関し遵守すべき事項及びこれに関連する事項等を定めることによって、協会員の貸金業に係る業務の適正な運営を確保し、もって、資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則における用語の定義は、法で定めるものに準ずる。

（法令遵守等）

第３条　協会員は、法その他の関係法令等（「貸金業者向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」という。）及び平成25年12月５日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表された「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」という。）を含む。）を遵守するほか、第２章各則その他規則によって遵守しなければならないものとして定められた事項を遵守しなければならない。

２　協会員は、この規則によって遵守に努めるべきものとして定められた事項について、その遵守に努めることとする。

３　協会員は、前２項以外の事項であって、この規則によって法令遵守に関連する事項として定められた事項については、これを参考に貸金業務に係る業務運営を行うこととする。

４　協会員は、前各項の目的を実現するため、必要に応じて監督指針で示された規範を踏まえ貸金業の業務を行うこととする。ただし、その対応においては、業容規模に応じた必要な社内態勢整備に努めることにより、法令を遵守し、業務の透明性及び適正性を確保することとする。

（経営管理）

第４条　協会員は、貸金市場が健全な発展を実現していくためには、協会員における代表者、取締役及び執行役等の経営者、自らが率先して法令遵守態勢の整備等に努める等、資金需要者等の利益の保護に問題が生じることのないよう経営を行うことが重要であることにかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、経営管理に係る必要な社内態勢等を整備するよう努めなければならない。

（業務の透明性の確保）

第５条　協会員は、資金需要者等に対し重大な影響を与える可能性のある業務に関する変更や不祥事件の発生等に際して、資金需要者等の視点に立ち、正確かつ公正な情報を迅速に個別当事者のみならず必要に応じて広く資金需要者等に対して伝達する必要があり、これらの説明責任を果たすことが、ひいては貸金業者の信頼性の向上につながることにかんがみ、監督指針で示された規範を踏まえ、業務の透明性を確保する社内態勢等を整備するように努めなければならない。

第２章　遵守事項等各則

第１節　営業店登録の申請等に関する規則

（目的）

第６条　本節の定めは、協会員又は協会員となろうとする者（以下この節において「協会員等」という。）が、多重債務問題への取組みとして、第７条に定義する有人店舗又は無人店舗の新たな設置にあたり適切な配置を行うことは、資金需要者等の利益の保護に資するものと考えられる。このこと